

健感発第0401001号

平成17年4月1日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長



結核予防法第13条の規定による定期の予防接種等に関する留意事項について

結核予防法（昭和26年法律第96号。以下「法」という。）第13条の規定による定期の予防接種については、「定期の予防接種の実施について」（平成17年1月27日付け健発第0127005号厚生労働省健康局長通知）の別紙「定期の予防接種実施要領」に定めるところによることとされているが、BCG接種については、下記の事項に御留意の上、BCGの接種率の向上を図られるよう、貴管下市町村に対し周知されたい。

本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に規定する技術的な助言である。

記

- 1 法に基づくBCG接種については、結核の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針（平成16年厚生労働省告示第375号）において、[○]地域の医師会や近隣の市町村等との十分な連携、[×]乳児健康診断との同時実施、[×]個別接種の推進、[○]近隣の市町村の住民への接種の場所の提供等によって接種の機会を確保し、接種率の向上を図ることとしているので、引き続き、生後六月に達するまでの期間にBCG接種が完了するよう地域の実情に即した接種体制の整備を図ること。
- 2 生後六月に達するまでの期間に医学的に接種が不適当であると判断された乳

児について、医師による医学的判断がなされ一歳に達するまでの期間にＢＣＧ接種が行われる場合については、結核予防法施行令（昭和２６年政令第１４２号）第２条の２ただし書に規定する場合に該当しないものであり、法に基づかないＢＣＧ接種として、当該医学的判断を踏まえ、保護者の希望により接種が行われるものであること。

３ 生後六月以降に行われる法に基づかないＢＣＧ接種の必要性及びその費用負担については、市町村が判断すべきものであるが、２に定める生後六月に達するまでの期間に医学的に接種が不適當であると判断された乳児について、医師による医学的判断がなされ一歳に達するまでの期間に行われたＢＣＧ接種については、法に基づかないＢＣＧ接種と整理されるものの、その費用負担は、法に基づくＢＣＧ接種に準じて取り扱うことができるものであり、医学的判断を踏まえた保護者の希望に基づくＢＣＧ接種の機会の確保の観点から、この点について、十分配慮すること。

４ 法に基づかないＢＣＧ接種による健康被害についても、その健康被害が独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成１４年法律第１９２号）第４条第６項に規定する医薬品の副作用によるものであり、かつ、被害者が同法第１６条第１項各号に定める者に該当する場合には、同条第２項第２号に該当する場合を除き、同法に基づく副作用救済給付が行われること。また、法に基づかないＢＣＧ接種による健康被害については、市町村が損害保険制度に加入する場合には、当該損害保険による給付等の対象となり得ること。

５ 市町村は、２に定める生後六月に達するまでの期間に医学的に接種が不適當であると判断された乳児について、医師による医学的判断がなされ一歳に達するまでの期間に法に基づかないＢＣＧ接種を実施する場合においては、医学的判断を踏まえＢＣＧ接種を希望する保護者が円滑にその乳児に接種を受けさせることができるよう努め、ひいては法の円滑な施行に資する観点から、３に定めるとおりその費用負担に十分配慮するとともに、併せて４に定めるところを保護者に教示すること。

６ 法に基づかないＢＣＧ接種であって市町村が費用負担を行うものに係る健康被害への対応（当該ＢＣＧ接種に協力する医師の責任を含む。）については、「予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律等の施行について」（昭和５１年９月１４日付け衛発第７２５号厚生省公衆衛生局長通知）第５の３の例によるものであること。